

今月の税務トピックス (中堅企業の賃上げ税制の創設)

税理士 宮森俊樹

(税理士法人右山事務所 所長)



はじめに

地域における賃上げと経済の好循環の担い手として期待される常時使用従業員数2,000人以下の企業については、新たに「中堅企業」と位置付けた上で、従来の大企業向けの賃上げ率の要件を維持しつつ、特別税額控除率が見直され、より高い賃上げを行いやすい環境を整備する観点から、新しい賃上げ税制が創設されました。

本稿では、創設された中堅企業の賃上げ税制の概要と実務上の留意点について解説します。

I 制度の概要

青色申告書を提出する法人が、令和6年4月1日から令和9年3月31日までの間に開始する各事業年度において国内雇用者に対して給与等を支給する場合で、かつ、その事業年度終了の時において特定法人（常時使用する従業員の数が2,000人以下であるもの（その法人及びその法人との間にその法人による支配関係がある法人の常時使用する従業員の数の合計数が1万人を超えるものは除かれます。）に該当する場合において、継続雇用者給与等支給増加割合が3%以上であるときは、控除対象雇用者給与等支給増加額の10%（次に掲げる①賃上げ上乗せ要件、②人的投資上乗せ要件、③子育てとの両立支援又は女性活躍支援要件を満たす場合には、それぞれに掲げる特別税額控除割合を加算した割合）を乗じて計算した金額の特別税額控除ができます。

ただし、特別控除税額は、当期の法人税額の20%が上限とされます（措法42の12の5②・⑤⑥）。

なお、所得税及び法人割の課税標準である法人税についても同様とされます（措法10の5の4②⑤九、令和6年改正地法附則9⑬）。

① 賃上げ上乗せ要件

継続雇用者給与等支給増加割合が4%以上であるときは、特別税額控除割合に15%が加算されます（措法42の12の5②一）。

② 人的投資上乗せ要件

教育訓練費増加割合が10%以上であり、かつ、教育訓練費の額の雇用者給与等支給額に対する割合が0.05%以上であるときは、特別税額控除割合に5%が加算されます（措法42の12の5②二）。

③ 子育てとの両立支援又は女性活躍支援要件

当期がプラチナくるみん認定若しくはプラチナえるぼし認定を受けている事業年度又はえるぼし認定（3段階目）を受けた事業年度であるときは、特別税額控除割合に5%が加算されます（措法42の12の5②三）。

II 中堅企業のマルチステークホルダーへの配慮

資本金の額等が10億円以上であり、かつ、常時使用する従業員の数が1,000人以上である場合には、「従業員への還元（給与等の支給額の引上げの方針・教育訓練費等の実施の方針）」や「取引先への配慮（取引先との適切な関係の構築の方針）」その他の事項を、各企業が自社の様々なステークホルダーに対し、どのような取り組みを行うかを自社のホームページで公表し、その内容などを経済産業大臣に届け出している場合に限り、適用があるものとされます（措法42の12の5②）。

なお、所得税についても同様とされます（措法10の5の4②）。

III 適用関係

上記I及びIIの改正は、法人の令和6年4月1日以後に開始する事業年度の所得に対する法人税について適用され、同日前に開始した事業年度の所得に対する法人税については、なお従前の例によります（令和6年改正法附則38）。

また、個人については令和7年分以後の所得税について適用され、令和6年分以前の所得税については、なお従前の例によります（令和6年改正法附則26①）。

おわりに

中小企業の賃上げには、中小企業自身の取組みに加え、大企業等の取引先への労務費も含めた適切な価格転嫁も重要な要素とされる観点から、「従業員への還元」や「取引先への配慮」が必要なマルチステークホルダー方針の公表が要件となる企業の範囲が中堅企業枠の創設に伴い拡大されました。

また、賃上げ税制の適用を受けるために公表すべき「給与等の支給額の引上げの方針、取引先との適切な関係の構築の方針その他の事項」における取引先に消費税の免税事業者が含まれることが明確化されましたので留意して下さい。

※「今月の税務トピックス」の無断転載・複製を固く禁じます。